

原規規発第 22060110 号

令和 4 年 6 月 1 日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

理事長 小口 正範 殿

原子力規制委員会

原子力規制検査の結果に基づく総合的な評定の通知について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 61 条の 2 の 2 第 7 項の規定に基づく総合的な評定について、同条第 9 項の規定に基づき、別紙のとおり結果を通知します。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
令和3年度 原子力規制検査の総合的な評定について

令和3年度に原子力規制庁が国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の別記施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評定は以下のとおりである。

1. 令和3年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和3年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「追加対応なし」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評定

令和3年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「追加対応なし」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和4年度の原子力規制検査は、令和3年度末の対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

別記

大洗研究所（南地区） 核燃料物質使用施設
大洗研究所 廃棄物管理施設
核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設
原子力科学研究所 廃棄物埋設施設
原子力科学研究所 核燃料物質使用施設
大洗研究所（北地区） 核燃料物質使用施設
原子力科学研究所 N S R R（原子炉安全性研究炉）
大洗研究所（南地区） 高速実験炉（常陽）
大洗研究所（北地区） H T T R（高温工学試験研究炉）
原子力科学研究所 T R A C Y（過渡臨界実験装置）※廃止措置中
原子力科学研究所 T C A（軽水臨界実験装置）※廃止措置中
原子力科学研究所 J R R-3
原子力科学研究所 F C A（高速炉臨界実験装置）
核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 ※廃止措置中
原子力科学研究所 S T A C Y（定常臨界実験装置）
大洗研究所（北地区） J M T R（材料試験炉）※廃止措置中
原子力科学研究所 J R R-2 ※廃止措置中
原子力科学研究所 J R R-4 ※廃止措置中
大洗研究所（南地区） D C A（重水臨界実験装置） ※廃止措置中
新型転換炉原型炉ふげん ※廃止措置中
高速増殖原型炉もんじゅ ※廃止措置中
人形峠環境技術センター 核燃料物質使用施設
人形峠環境技術センター 加工施設 ※廃止措置中
青森研究開発センター 原子力第1船原子炉施設 ※廃止措置中